

徳島県公立学校文化部活動指導者人材バンク
(あわ文化教育人材バンク) 登録要綱

徳島県教育委員会

徳島県教育委員会では、県内の公立学校において、文化部活動指導員又は文化部活動の外部指導者を必要とする場合に、文化芸術およびその他文化部活動の指導に必要な知識と経験のある人材を紹介できるよう、部活動指導員又は外部指導者としての活動を希望する方を募集し、「徳島県公立学校文化部活動指導者人材バンク（あわ文化教育人材バンク）」に登録する。

1 指導分野

(1) 吹奏楽	(7) パソコン	(13) 囲碁
(2) 合唱	(8) 日本音楽(箏など)	(14) 将棋
(3) マーチング	(9) 茶道	(15) 演劇
(4) 軽音楽・ジャズ	(10) 華道	(16) 文芸・民芸
(5) 美術	(11) 書道	(17) その他
(6) 科学・技術	(12) 小倉百人一首かるた	

2 人材バンク登録の要件

※以下の（１）～（４）の全ての要件を満たすこと。

- （１）１８歳以上で人格・識見ともに優れ、生徒指導等、学校教育の在り方について十分な理解を有する者。（高校生は不可）
- （２）学校や地域において、該当分野の指導や活動の経験があり、専門的な知識及び技能を有し、指導者としての指導が可能と認められる者。
- （３）県の「部活動の在り方に関する方針」、また市町村の「設置する学校に係る部活動の方針」、学校の「部活動に係る活動方針」を遵守すること。
- （４）次に挙げる項目のいずれにも該当しないこと。
 - ①地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 16 条^{※1}及び学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 9 条^{※2}の欠格事項
 - ②過去において、体罰等の暴力、パワーハラスメント、セクシャルハラスメント、その他、不適切と認められる事項があった者

3 登録申請手続き

人材バンクへの登録への希望者は、徳島県公立学校文化部活動指導者人材バンク登録申請書（別紙）に必要事項を記入し、徳島県教育委員会義務教育課に提出すること。
※部活動指導員と外部指導者の違いについては、別紙を参照。

4 受付期間

随時受付をする。

5 登録

書類審査により登録の要件を満たすと判断した方を徳島県公立学校部活動指導者人材バンクに登録する。

6 紹介方法

県内の公立学校において、部活動指導員又は外部指導者を必要とする場合に、県立学校の場合は直接、市町村立学校の場合は市町村教育委員会を通じて、徳島県教育委員会に人材紹介の依頼があった場合に、人材バンク登録者の中から、条件に合致する人材を選定し、当該学校又は市町村教育委員会に人材の情報を提供する。なお、個人が特定できる情報を提供する際には、本人の承諾を得るものとする。

7 登録の解除

登録の解除は、県教育委員会への申請によって行う。また、不適格と認められる行為があった者は、県教育委員会により、その登録を解除することができる。

※1【地方公務員法第16条】

(欠格条項)

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第六十条から第六十三条に規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

※2【学校教育法第9条】

次の各号のいずれかに該当する者は、校長又は教員となることができない。

- 一 禁錮以上の刑に処せられた者
- 二 教育職員免許法第十条第一項第二号又は第三号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から三年を経過しない者
- 三 教育職員免許法第十一条第一項から第三項までの規定により免許状取上げの処分を受け、三年を経過しない者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

附則

この要綱は、令和5年11月24日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年8月15日から施行する。

部活動指導員と外部指導者の違い

部活動指導員

平成29年4月、学校教育施行規則の一部が改正され、新たに規定された学校職員です。部活動指導員は、校長の監督を受け、部活動の技術指導や大会への引率等を行うことを職務とします。

なお、公立学校の部活動指導員は、地方公務員法に規定された会計年度任用職員として、県や市町村教育委員会が任用（雇用）する公務員になります。

【職務内容】部活動指導員は、顧問教諭等に代わって単独で指導、引率することが可能です。

- ・実技指導
- ・安全・障害予防に関する知識・技能の指導
- ・学校外での活動(大会・練習試合等)の引率
- ・用具・施設の点検・管理
- ・部活動の管理運営(会計管理等)
- ・保護者等への連絡
- ・年間・月間指導計画の作成
- ・生徒指導に係る対応
- ・事故が発生した場合の現場対応等

○学校教育法施行規則第七十八条の二

部活動指導員は、中学校におけるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動（中学校の教育課程として行われるものを除く。）に係る技術的な指導に従事する。

※義務教育学校の後期課程、高等学校、中等教育学校並びに特別支援学校の中学部及び高等部については準用規定あり。

外部指導者

学校長が委嘱した指導者（コーチ）で、顧問教員と共に専門的技術を指導する方です。教員に代わって単独で指導や生徒の引率等を行うことはできません。